

議案第20号

日野町介護保険条例の一部改正について

日野町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一



日野町介護保険条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

第8期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料額の改正を行う。

2 改正内容

- ・第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料基準額（第5段階）を、「年額89,500円・月額7,459円」から「年額82,300円・月額6,859円」に見直す。
- ・保険料基準額（第5段階）の見直しに伴い、低所得者（第1～3段階）の保険料軽減後の保険料を「第1段階保険料年額24,690円」「第2段階保険料年額41,150円」「第3段階保険料年額57,610円」に見直す。
- ・介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号。平成30年4月1日施行。以下「政令改正」という。）により、第8段階の基準所得金額「200万円」を「210万円」に、第9段階の基準所得金額「300万円」を「320万円」に見直す。

【所得段階別保険料】

第7期計画	対象者	保険料年額 (月額)		第8期計画	対象者	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円以下	44,750円 (3,730円)	➡	第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円以下	41,150円 (3,430円)
第2段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円超120万円以下	67,125円 (5,594円)		第2段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円超120万円以下	61,725円 (5,144円)
第3段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等120万円超	67,125円 (5,594円)		第3段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等120万円超	61,725円 (5,144円)
第4段階	本人住民税非課税(世帯課税)かつ年金収入等80万円以下	80,550円 (6,713円)		第4段階	本人住民税非課税(世帯課税)かつ年金収入等80万円以下	74,070円 (6,173円)
第5段階	本人住民税非課税(世帯課税)かつ年金収入等80万円超	89,500円 (7,459円)		第5段階	本人住民税非課税(世帯課税)かつ年金収入等80万円超	82,300円 (6,859円)
第6段階	住民税課税かつ合計所得120万円未満	107,400円 (8,950円)		第6段階	住民税課税かつ合計所得120万円未満	98,760円 (8,230円)
第7段階	住民税課税かつ合計所得120万円以上200万未満	116,350円 (9,696円)		第7段階	住民税課税かつ合計所得120万円以上210万未満	106,990円 (8,916円)
第8段階	住民税課税かつ合計所得200万円以上300万未満	134,250円 (11,188円)		第8段階	住民税課税かつ合計所得210万円以上320万未満	123,450円 (10,288円)
第9段階	住民税課税かつ合計所得300万円以上	152,150円 (12,680円)		第9段階	住民税課税かつ合計所得320万円以上	139,910円 (11,660円)

【低所得者保険料】

第7期計画	対象者	保険料年額 (月額)	→	第8期計画	対象者	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円以下	26,850円 (基準額×0.3)		第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円以下	24,690円 (基準額×0.3)
第2段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円超120万円以下	44,750円 (基準額×0.5)		第2段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等80万円超120万円以下	41,150円 (基準額×0.5)
第3段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等120万円超	62,650円 (基準額×0.7)		第3段階	住民税非課税世帯かつ年金収入等120万円超	57,610円 (基準額×0.7)

3 附則  
令和3年4月1日から施行する。

日野町介護保険条例の一部を改正する条例

日野町介護保険条例(平成12年日野町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>41,150円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>61,725円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>61,725円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>74,070円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>82,300円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>98,760円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>106,990円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>123,450円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>139,910円</u></p> <p>2 令和3年度から令和5年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づき介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。</p> <p>3 令和3年度から令和5年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づき規則第143条の2の規定にかか</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>44,750円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>67,125円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>67,125円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>80,550円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>89,500円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>107,400円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>116,350円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>134,250円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>152,150円</u></p> <p>2 平成30年度から令和2年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、令第38条第6項の規定に基づき介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から令和2年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、令第38条第7項の規定に基づき規則第143条の2の規定にかか</p>

<p>わらず、<u>210万円</u>とする。</p> <p>4 <u>令和3年度から令和5年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、<u>320万円</u>とする。</u></p> <p>5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>24,690円</u>とする。</u></p> <p>6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>41,150円</u>とする。</u></p> <p>7 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>57,610円</u>とする。</u></p> <p>8 略</p>	<p>かわらず、<u>200万円</u>とする。</p> <p>4 <u>平成30年度から令和2年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく規則第143条の3の規定にかかわらず、<u>300万円</u>とする。</u></p> <p>5 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>26,850円</u>とする。</u></p> <p>6 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る<u>令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>44,750円</u>とする。</u></p> <p>7 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の軽減賦課に係る<u>令和2年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、<u>62,650円</u>とする。</u></p> <p>8 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日野町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。